

募集要項等への第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	募集要項	4	第3	3	(1)	ア	事業者の構成等	参加申請時に設計企業及び工事監理企業の構成員が協力企業への協力を決定していない場合、事業提案時に追加申請することは可能ですか。	事業提案時に追加申請することは可能です。
2	募集要項	4	第3	3	(1)	ア	事業者の構成	「構成員」と「協力企業」の定義についてご教示ください。	「構成員」は、伊勢原市と業務を契約する企業です。(契約書に連名する企業) 「協力企業」は、構成員から業務を受託する企業です。
3	募集要項	6	第3	3	(2)	イ(ア)	設計企業の参加資格要件	全ての企業はa及びbの要件を満たすとありますが構成員のみを指すのでよろしいでしょうか。事業提案時に例えば、電気設備設計技術者を協力企業から記載した場合はa, bの要件は必要としますか。	「全ての企業」は、構成員のみを指します。
4	募集要項	6	第3	3	(2)	イ(ア)	工事監理企業の参加資格要件	全ての企業はa～cの要件を満たすとありますが構成員のみを指すのでよろしいでしょうか。技術提案時に例えば、電気設備設計技術者を協力企業から記載した場合はa及びbの要件を必要としますか。	「全ての企業」は、構成員のみを指します。
5	募集要項	6	第3	3	(2)	イ(イ)	建設企業の参加資格要件	「複数である場合」とは特定建設企業共同企業体(甲型)を指すのでしょうか。	「複数である場合」とは「特定建設企業共同企業体」のことを指します。ただし、甲型又は乙型については指定はありません。
6	募集要項	6	第3	3	(2)	イ(イ)	建設企業の参加資格要件	「協力企業」は本事業における契約当事者としての地位をもつものなのでしょうか。	契約当事者としての地位はもちません。
7	募集要項	6	第3	3	(2)	イ(イ)	建設企業の参加資格要件	「協力企業」は参加申請の段階で明確にしなくてはならないのでしょうか。	地域貢献として市内に本店を置く協力企業について評価を行うため、可能な範囲で明確にしてください。 事業提案時に追加申請を希望する場合、様式2-1及び様式2-2を再度提出をしてください。
8	募集要項	6	第3	3	(2)	イ(イ)	建設企業の参加資格要件	「協力企業」の定義として「構成員から業務を受託する企業」とありますが、業務の性質上 無数に存在することとなります。本項目における「協力企業」を記載する趣旨をご教示願います。	審査項目の1技術者に関する項目、2地域経済・社会への貢献に関する項目において、協力企業も対象としているためです。
9	募集要項	6	第3	3	(2)	イ(イ)	建設企業の参加資格要件	「協力企業」は他グループの構成員若しくは協力企業となることができるのでしょうか。	「協力企業」は他グループの構成員になることはできませんが、他グループの協力企業になることはできます。
10	募集要項	9	第3	4	(6)		提出部数等	簡易ファイルとは、一般的な紙ファイルと理解してよろしいでしょうか。	一般的な紙ファイルで問題ありません。
11	募集要項	17	第7	5			支払手続き	前払金の予定はないでしょうか。	前払金については、工事請負仮契約書(案)の第48条のとおりです。
12	要求水準書	13	第3	1	(1)		改修方針	令和7年6月に作成した改修基本設計案は開示いただけないのでしょうか。	改修基本設計案は仕様規定型の要求水準書に表現されている内容です。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	回答
13	要求水準書	15	第3	1	(2)	カ	大小ホールの建築音響性能	天井補強工事において、一部天井材の撤去を伴う工法が考えられますが、音響性能の維持を優先する観点から、天井材の撤去は認められないという理解でよろしいかご教示ください。	基本はお見込みの通りですが、一部の天井の撤去により工事の効率がかなり改善される場合においては、協議により撤去更新を可能とします。
14	要求水準書	15	第3	1	(2)	カ	大小ホールの建築音響性能	改修後の目標値として示されている NC25 について、技術的にもコスト的にもやや高い水準であるように見受けられますが、本数値設定の考え方を確認するため、令和5年度に実施された音響測定結果報告書をご開示いただくことは可能でしょうか。	開示は可能です。希望する場合は、市民文化会館担当（0463-92-2300）までご連絡下さい。
15	要求水準書	20	第3	3	(4)	(ウ) c	周辺住民対策等	「十分な周知」とありますが、工事説明会のような日時・場所を定めて行うような行政手続き上定められたルールはありますか。	行政手続き上のルールはありません。周辺住民とする範囲等、市と協議することとなります。
16	要求水準書	52	第3	7	(1)	ウ	煙道の撤去	煙道は、RC柱と一体の躯体して形成されているように見受けられます。残置という考えでよいでしょうか。	機械室内の煙道は撤去してください。また、煙突のBFLからRFL付近までは残置とし、屋上から突出部分を撤去し、雨水等が侵入しないように処理をしてください。
17	要求水準書	53	第3	7	(2)	ウ	新設空調機	冷却能力を決めるにあたりまして、記載の電気容量の負荷率をどれくらいで見込めばよいかご教示ください。	表中に記載の通り、電気室に新設する盤類に設置される機器類からの発熱量を推定し、必要な容量の冷専空冷パッケージエアコンを新設ください。
18	要求水準書	53	第3	7	(2)	ウ	新設空調機	電気室内に設ける冷専空冷パッケージエアコンの設定温度は、40℃と考えてよいでしょうか。	電気室の室温について、40℃は盤类等電気機器の許容上限温度であり、空調の設定温度を40℃とすることを意図したものではありません。電気室の空調能力については、新設する盤類の発熱量を踏まえ、機器の定格性能および耐久性が確保される室温条件を維持できる能力として計画してください。具体的な設定温度については、採用機器の仕様、盤内温度、非常時条件等を考慮した上で、30℃程度を標準とし、事業者提案によるものとします。
19	要求水準書	61	第3	7	(6)	ア	特定天井の制気口	設置されている制気口類について、位置変更は無いと考えてよいでしょうか。	お見込みの通りです。
20	要求水準書	61	第3	8	(1)	ア	更新する屋内配管	更新する屋内配管の対象は、更新するポンプに接続されている配管ということでしょうか。	更新対象の配管は、排水ポンプから屋外排水柵までの配管の内、外壁貫通部分までの建物内に設置されている配管です。 なお、衛生器具と関連する配管の更新範囲については、要求水準書P. 63、8. 衛生設備（4）衛生器具設備、に記述しております。更新する衛生器具に接続されている汚水配管も下記に記述の通り埋設部分を除き更新範囲です。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	回答
21	要求水準書	61	第3	8	(1)	ア	更新する屋内配管	上記の対象配管は、隠ぺい部及び埋設部を除いた、屋内露出部を更新すると考えてよいでしょうか。	上記に同じ。(隠ぺい部も更新対象)
22	要求水準書	62	第3	8	(1)	イ	追加設置する排水配管	経路や放流接続先に指定があればご指示ください。	既設の湧水ポンプCSP-2, CSP-5の接続先と同様に、雨水系統へ接続ください。
23	要求水準書	62	第3	8	(3)	ア	給水主配管の更新	更新の範囲は、埋設部(屋外・屋内)及び隠ぺい部内(壁・天井)も対象と考えてよいでしょうか。	市庁舎側からの分岐量水器以降の40A以上の給水配管全てが、更新の対象です。
24	要求水準書	65	第3	8	(5)	オ	ハロゲン消火設備盛替え	支障のある部分について範囲が不明ですので範囲の指示をお願いします。	レストラン棟地下1階部分の更新工事の際に、支障があるすべての部分を見込んでください。
25	要求水準書	66	第3	8	(6)	ア	特定天井のスプリンクラーヘッド	継続使用となっていますが天井解体時に全て取外し(取外し後の天井解体になります)、復旧時に新基準で再設置と考えて良いでしょうか?	全ての特定天井部分に設置されているスプリンクラーヘッドについて、現行の設置基準に適合するように追加・再配置ください。
26	要求水準書	66	第3	8	(6)	ア	追加するスプリンクラーヘッド	既存マルチ型ヘッドは廃盤となっている為、巻き出しフレキ+埋込型ヘッドでの対応となりますが良いでしょうか?	現行の基準に適合するように、対処ください。 なお、大小ホールで天井面をクリアランスで分割したエリア間を跨がる、ヘッドに近い配管については、フレキシブル管としてください。
27	要求水準書	66	第3	9			舞台設備に関する要求水準	当改修事業において、小ホールに関する舞台三種(機構・照明・音響)については、設計・施工ともに本事業の業務対象外との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
28	優先交渉権者選定基準書	4	第2	2	(3)	-	加点審査	各評価項目におけるA~E評価の判断基準について、「特に優れている」「より優れている」等の違いを判断する際の具体的な着眼点や重視事項があればご教示ください。	優先交渉権者選定基準書の別紙の主な評価ポイントにより選定委員が評価します。
29	優先交渉権者選定基準書(別紙)	6	別紙	1	1-(1)		設計に関する技術者	提案書、様式7-1保有資格の記入欄があります、取得資格の種類により評価の対象となりますか。あればお示しください。	様式7-1は、音楽ホール又は類似施設の実績を有している技術者の配置の有無を評価するため、取得資格の種類によって評価はしません。
30	優先交渉権者選定基準書(別紙)	6	別紙	1	1-(2)		改修工事に関する技術者	アの「建築・設計技術者」は「建築技術者」と読み替えてよろしいでしょうか。	「建築・設計技術者」を「建築技術者」と読み替えるものとします。
31	優先交渉権者選定基準書(別紙)	7	別紙	2	(2)	ア	地元企業の参加	協力企業の参加について「可能な限り参加させているか」は企業数によって配点が変わるという意図か	企業数、発注額を構成員、協力企業、その他企業ごとに記載してください。その提案を基に、配点4を満点とし、各事業者の提案内容を選定委員が評価します。
32	様式集	2		2	(4)		提出書類	「提出書類」は「提案書類に関する提出書類」と読み替えてよろしいでしょうか。	「提出書類」を「提案価格書及び提案書に関する提案書類」とします。
33	様式集	12 14	様式2-5 様式2-7				入札参加資格者番号	様式には○○○(区分)とありますが、認定番号の記載のみでよろしいですか。	認定番号の記載のみで構いません。
34	様式集	23 24 25	様式7-1				複数提案	当様式について複数の提案は可能でしょうか。	配置予定技術者を複数挙げる事は問題ありませんが、評価にあたっては、点数が最も低くなる技術者の点数を得点とします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容	回答
35	様式集(様式2-1)						参加表明書	代表企業名を記載する欄において、復代理人を設定する際は、復代理人名を記載すればよろしいでしょうか。	様式2-1の代表企業名の代表者は会社の代表者名を記載してください。
36	様式集(様式2-2)						参加グループ構成表	代表企業名を記載する欄において、復代理人を設定する際は、復代理人名を記載すればよろしいでしょうか。	様式2-2の代表企業名の代表者は会社の代表者名を記載してください。
37	様式集(様式2-3)						委任状(代表企業)	協力企業が参加グループに入っている場合、協力企業からの委任状も必要でしょうか。	協力企業からの委任状は不要です。
38	様式集(様式2-5)						参加資格申請書(設計に当たる者)	添付書類1の「会社概要」は、会社のパンフレットで代用できますでしょうか。	添付書類1の「会社概要」は会社のパンフレットで問題ありません。
39	様式集(様式2-6)						参加資格申請書(改修に当たる者)	添付書類5の「特定建設業の許可を受けたものであることを証する書類」について、現在許可の更新中で更新後の許可証が参加申請時に間に合わない場合、申請書の写しおよび申請中であることが分かる電子申請システムの写しで代用できますでしょうか。	更新手続き中の場合は、以下の①及び②の両方をご提出ください。 ①参加申請時に有効な特定建設業許可証の写し ②許可の更新申請中であることが客観的に確認できる書類(例：更新申請書の写し(受付印があるもの)、電子申請システムの申請状況詳細画面の写し(申請日、受付番号、申請者名等が確認できるもの)など) ※上記①および②の書類を提出して参加申請をされた場合は、新しい許可証が交付され次第、速やかにその写しを本市担当課までご提出ください。
40	様式集(様式2-6)						参加資格申請書(改修に当たる者)	添付書類6の経営事項審査の総合評定値を証する書類は直近の有効な経営事項審査総合評定値を採用すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	様式集(様式2-6)						参加資格申請書(改修に当たる者)	添付書類7の「施工実績」を証する書類は、要求される参加資格要件が確認できればCORINS登録の竣工時カルテの写しでもよろしいでしょうか。	要求される参加資格要件が確認できればCORINS登録の竣工時カルテの写しでも問題ありません。
42	様式集(様式2-7)						参加資格申請書(工事監理に当たる者)	設計者と工事監理者が同じ場合、添付書類は割愛することはできますでしょうか。	設計に当たる者と工事監理に当たる者が同じ場合、添付資料の共通1～5は割愛することが可能です。
43	様式集(様式7-1, 2)						配置予定技術者	配置予定技術者の実績は、提案書類提出時(令和8年5月29日時点)における実績と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	様式集(様式7-2)						改修工事に関する技術者	網掛け箇所の「建築・設計技術者」は「建築技術者」と読み替えてよろしいでしょうか。	「建築・設計技術者」を「建築技術者」と読み替えるものとします。